

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月26日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	富山県
3. 市区町村名	射水市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	9-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=17852

執行機関名 射水市長

小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	射水市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱(平成20年射水市告示第133号)による小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務
番号法別表第1の項	7	
番号法別表第2の項	9	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及びの該当部分		射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表1 第2の項 射水市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱(平成20年射水市告示第133号)による小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務
事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	射水市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱(平成20年射水市告示第133号)第1条
事務の趣旨又は目的	<p>第一条 すべて国民は、<u>児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。</u></p> <p>2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。</p>	<p>第1条 この要綱は、在宅の小児慢性特定疾患児に対し、特殊寝台等の日常生活用具(以下「用具」という。)を給付することにより、小児慢性特定疾患児の日常生活の便宜を図り、もってその福祉の増進に資することを目的とする。</p>
独自利用事務の関連規範		射水市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱(平成20年射水市告示第133号)